

**令和5年地方分権改革に関する
提案事項について
(育児休業給付の1歳・1歳6か月時延長関係)**

育児休業及び育児休業給付の延長について

基本的な枠組み

- 育児休業は、労働者の雇用の継続を図るため、子が1歳に達するまでの間に労働者の申出により取得可能（育児・介護休業法）。
- 育児休業中には、労働者が育児休業を取得しやすくし、労働者の雇用の継続を援助・促進するため、育児休業給付が支給される（雇用保険法）。

延長制度の概要

- 以下のような場合に、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月（又は2歳）に達する日前の期間、育児休業給付金の支給対象となる。

- ① 保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面保育が実施されない場合（※）
- ② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者で、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間に、常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合
 - ・死亡したとき
 - ・負傷、疾病等で育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状況になったとき
 - ・婚姻の解消等で、配偶者が育児休業の申出に係る子と別居することになったとき
 - ・養育を予定していた配偶者が産前産後休業等を取得したとき
- ③ 当該被保険者の他の休業が終了した場合

※ 「保育所に入所できない場合」の確認手段として、市町村が発行する「保育所入所保留通知書」の提出を求めている。保留通知書は、保育の実施を希望する保護者の申込みに対し、市町村が保育の実施を行わない場合に交付される。当該申請が適正になされていることを前提として、申請者、市町村、事業主等の負担軽減の観点から、育児休業給付の受給要件を満たすか否かについて保留通知書を以て判断している。



令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し

提案団体

指定都市市長会、大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。

(例)

- ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする
- ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する
- ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する
- ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等

具体的な支障事例

現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。

また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。

さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の事務負担が軽減されるほか、真に保育所への入所を希望する者に対する不合理な内定保留の減少や制度の利便性の向上が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の7第1項

雇用保険法施行規則第101条の25第1号

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)「育児休業給付の内容と支給申請手続」(厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市

○現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。

保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。

○当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。

○入所申込を行っていない(忘れていた)者から、育児休業延長のために保留通知の交付を求められることがある。しかし、入所申込があっていないため、入所保留通知は交付できない旨を伝えると逆ギレされる等の不要なトラブルに巻き込まれ、対応に時間を割かれるケースがある。

○当市では育児休業の延長等を目的に、施設等を利用しないことが前提の利用申し込みは受け付けないこととしているが、トラブル回避のため、申請書に「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に先行優先順位を自分より低い人に譲っても構わない」といったチェック項目により、実質的に育休延長希望者を把握し、積極的に入所調整を行わないこととしている。結果、育児休業延長等を目的とした申請も受け付けざるを得ない状況である。入所不可の決定については審査基準に則り慎重に決定されるべきものであるため、受理から決定、通知に至るまで多くの事務行程を含む。入所意思のない申請についても同様の事務作業を要するため、本来必要のない事務負担が生じている。また、保護者の理解不足により、入所申請をせず、不可決定が無いため給付が受けられない等のクレームを受けることもあり、対応に苦慮している。

○当市(人口約30万人)においても、育児休業延長希望者への対応に非常に苦慮している。保留通知に加えて、「保育施設に入所できていない状況の証明」を毎月のように求める保護者が多数おり、年間800件以上の証明書を発行している。

育児休業を取得することを保護者に後ろめたく感じさせるなど、少子化対策・子育て支援の足かせとなっている。

各府省からの第1次回答

育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された「平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡」に沿って事務を進めてきたものの、平成30年度と現在では社会情勢が大きく変わってきており、現場レベルでは大きな支障が出ていることから、今回改めて提案したところである。

先日閣議決定された「こども未来戦略方針」では、3つの基本理念「(2)社会全体の構造・意識を変える」において、「職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある」「育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する(中略)必要がある」と示されている。

一方で、育児休業終了後に復職する意思を持ちながら、1歳以降も「しばらく子育てに専念したい」と考える保護者が多数存在している現状があり、その場合でも、勤務先に就労証明書の発行を依頼する必要があることは、こども未来戦略方針の「気兼ねなく育児休業制度を使える」とは相違している。

育児休業延長希望者による入所申込は近年増加傾向にあり、育児休業延長希望者に対しても、入所希望者と同様又はそれ以上の説明や事務処理が必要となるため、育児休業延長希望者の増加に伴い、自治体の負担が大きくなっている。

厚生労働省におかれては、単に平成31年の事務連絡をもって解決済とするのではなく、社会情勢の変化や現場の実情、「こども未来戦略方針」の趣旨を踏まえた上で、再度検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいとあるが、育児休業をめぐる環境やニーズの変化など現場から様々な課題等が寄せられているため、具体的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

育児休業・給付の延長に係る要件について、「保育保留通知書」によらず、ほかの手段により確認すべきではないか。

市町村の事務負担等を踏まえ、更なる運用上の工夫等について、検討いただきたい。

「こども未来戦略」により、本制度がどのような影響を受けるのか整理いただきたい。

各府省からの第2次回答

育児休業・給付の延長を希望し保留通知書を求める保護者の行動が、自治体の業務に混乱と負担をもたらしている可能性があることから、客観的に「保育所等の利用を申し込んだこと」、「当面入所できないこと」を確認することに加えて、「育児休業・給付を延長しなければならない状態であること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認めることが考えられる。

具体的には、復職の意思や復職のために保育所等を利用する必要性などについて、本人からの申告書に基づき判断することとし、申告書には、入所申込み及び結果に関する事項（例えば、「入所申込年月日」、「入所申込先の市区町村名」、「入所希望保育所名」、「申込時における入所希望年月日」、「選考結果」など）の記載を求める。記載内容の事実を裏付ける書類として入所保留通知書等証明書類を申告書に適宜添付することとし、書類が添付されていない場合や、添付された書類では記載された内容の確認には不十分である場合は、ハローワークから市区町村に直接事実関係を照会する。申告内容の確認ができない限り延長を認めるわけにはいかないため、当該運用に当たっては、市区町村の情報共有の御協力が不可欠と考えている。

上記見直しにより、単に入所保留通知書を提出するだけでは延長が認められないこととなり、市区町村が住民から直接苦情を受けることや、住民による不適切な行動は減少することが期待される。

（再検討の視点の3つ目について）「こども未来戦略方針」においては、育児休業・給付の給付率、時短勤務の活用を促すための給付について言及があるが、育児休業・給付の延長措置については触れられていない。なお、育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで希望に応じてキャリア形成との両立が可能となるようにすることも「共働き・子育て」の項目に含まれている。

第153回 提案募集検討専門部会(関係省庁ヒアリング)(R5.7.20)におけるご提案

- 主観的な、希望しているにもかかわらず保育所等に入れなかったという基準の曖昧さが、問題の根源ではないか。
- 保留通知を要件とするのではなく、ハローワークと自治体とを直結させて、お互いに保育所に入れなかったということがわかるシステムにするのがよいのではないか。

第55回地方分権改革有識者会議・第155回提案募集検討専門部会 合同会議(R5.8.4)におけるご発言

- 育児休業給付金の支給延長について、入所意思がない方からの保育所等の入所申し込みに対して事務負担があるというのは、おそらく、制度がある種モラルハザードをひきおこしているために、負担が生じているものと思われる。これを必ずしも事務連絡で柔軟な運用で対応するというよりは、制度そのものを、制度の趣旨に沿うように見直すということが求められるような所もあるのではないか。

育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方

育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れられない場合等雇用の継続のために特に必要と認められる場合に限り、緊急的なセーフティネットとして、最長2歳に達するまで延長可能。

この延長措置は、都市部を中心に待機児童が多く見られることが背景となっており、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じている。

育児休業・給付の延長は保育所等に入れられない場合に限られた例外的措置である。保留決定通知書は、市区町村に保育所入所の申込みを行った保護者に対して、利用調整の結果、入所決定に至らなかった場合に市区町村がその事実を通知するために交付するものであり、育児休業・給付と関係なく元々交付された入所保留通知書を、育児休業・給付の手續に活用しているものである。

地方分権提案を踏まえた検討

1. 子が2歳になるまでは希望に応じて育児休業の取得・育児休業給付の受給を可能とすることについては、
 - ・ 中小企業含む民間企業に対して、法律で一律に最低条件として課すことによって、育児休業復帰後も原則として原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮することとなっていることから、育児休業期間が長くなると、人員配置を工夫しなければならないといった労務管理の問題が生じ企業の負担につながることに加え、
 - ・ 育休からの職場復帰を遅らせることとなり、家事・育児の負担が女性に偏っている現状では女性のキャリア形成がさらに阻害されるおそれがあり、女性活躍の観点で課題がある。

また、「こども未来戦略方針」においても、共働き・共育てが推進されており、各種施策によって、女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということのないように十分に留意しなければならない旨示されているところ。
2. これまでの国及び地方公共団体、民間団体の取組の結果、延長制度創設時に比べて保育環境が格段に充実してきていることに鑑み、保育園に入所できない場合の延長制度を廃止し、育児休業・給付の対象となる子の年齢を例外なく1歳までとすることも考えられるが、待機児童問題が解消していない地域では保育所に入所できず、不本意な離職につながるおそれがある。また、待機児童が生じている地域に居住している者に限り延長を認めることも考えられるが、居住する自治体によって違いが生じることや、年によって延長の可否が変わることにより、混乱が生じるおそれがある。

地方分権提案を踏まえた検討

自治体及び委員の御指摘を踏まえ、現行制度の課題と考えられること

- Ⅰ 現行制度では、「保育所等の利用を申し込んだが当面入所できない場合」を育児休業給付の延長の要件とし、その事実を、原則として自治体の発行する入所保留通知書で確認することとしている。
- Ⅰ 自治体からの提案では、「入所を希望しないにもかかわらず、入所申込みを行う事例が年々増加している」とされており、育児休業給付の延長を希望し保留通知書を求める保護者の行動が、自治体の業務に混乱と負担をもたらしている可能性がある。

見直し案

- Ⅰ 客観的に「保育所等の利用を申し込んだこと」「当面入所できないこと」を確認することに加えて、「育児休業給付を延長しなければならない状態にあること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認めることとしてはどうか。
 - ü 具体的には、復職の意思や復職のために保育所等を利用する必要性などについて、本人からの申告に基づき判断することとし、申告書には、入所申込み及び結果に関する事項（例えば「入所申込年月日」、「入所申込先の市区町村名」、「入所希望保育所名」、「申込時における入所希望年月日」、「選考結果」など）の記載を求め、入所申込み及び結果に関する事項については、これらの事実を裏付ける書類を適宜添付することとする。
 - ü 書類が添付されていない場合や、添付された書類では記載された内容の確認には不十分である場合は、ハローワークから市区町村に直接事実関係を照会することとし、申告内容の確認ができない限り延長を認めないこととする。（当該運用に当たっては、市区町村に情報共有にご協力いただくことが不可欠）
- Ⅰ この見直しにより、単に入所保留通知書を提出するだけでは延長は認められないこととなり、市区町村が住民から直接苦情を受けることや、住民による不適切な行動は減少することが期待される。